

1 いじめとは

生徒に対して他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを受けず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者の他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処しさらにその再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめ防止委員会の設置

いじめ防止のため、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止委員会を設置し、いじめ防止に全職員で組織的に取り組む。いじめ防止委員会はいじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う。

ア 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭

※必要に応じてSCをこれに加えることができる。

イ 活動

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめをしない、させない生徒の育成を図ること。
- ⑤いじめアンケートの報告を受け、情報を職員が共有し、いじめの事実確認、認定を行い、解消に向けて指導方針を決定し、職員に指示する。

ウ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 基本対策

ア 学校におけるいじめの防止

- ① 目指す生徒像として「より価値の高い生き方」を掲げ、自己研鑽と自己有用感、集団での自己存在感が持てる生徒の育成を行う。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のように実施する。

- i 生徒対象いじめアンケート調査毎月実施。
- ii 保護者対象いじめアンケート年1回（学校評価にて）。
- iii 教育相談を利用した学級担任による生徒からの直接聞き取り調査。

② いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- i スクールカウンセラーの活用。
- ii いじめ相談窓口（各学年のいじめ・セクハラ相談員）の周知。

③ いじめ相談体制の構築

- i いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上。
- ii いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止、及び効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、以下のことを行う。

- ① 生徒に対して、必要な教科において情報モラルの指導を行う。
- ② 保護者に対して、入学式でメール等の使用について注意を促す。
- ③ 必要に応じて、関係諸機関に要請し、講演会等を開催し、インターネット等のいじめ防止を図る。

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめに対する措置

- ① いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、具体的な対処を決定する。また、相談を受けたことを速やかに当該生徒の保護者へ連絡する。
- ② 担任およびいじめ対策防止委員会が指名する職員は協力していじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

イ 教育委員会との連携

- ① 問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける。
- ② 相談連絡が入った場合は、情報提供を求める。
- ③ いじめの状況について報告、情報を共有する。
- ④ いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。

⑤出席停止について協議する。

ウ いじめの解消の認定

いじめが解消の判断は以下の条件を満たしたときとする。

①少なくとも3ヵ月いじめにかかわる行為が止んでいることが認められたとき。

②本人、保護者と面談し、被害者生徒が心身の苦痛を感じていない状態であると判断されたとき。

③いじめ防止対策委員会で解消と判断されたとき。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。)

(文部科学省「生徒指導提要」より)

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

イ 重大事態の対処

①いじめ防止委員会で重大事態と判断するか否かを決定する。

②重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。

③教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が、2号重大事態は学校が調査主体になることが原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査を行う。

④組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

⑤調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。

4 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

ア いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。

イ 学校ホームページで公表する。

ウ 児童生徒や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

(2)

ア 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童(生徒)、教職員、保護者が評価する。

イ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

ウ 評価結果を公表し、児童(生徒)、保護者、地域へと周知する。

5 その他

相談窓口

子ども家庭センター 047-366-3941